

コンビニ交付には

「マイナンバーカード」が必要です！

マイナンバーカードを多機能端末機にかざし、案内に従って操作をすることで、証明書を取得することができます。

マイナンバーカード



〈マイナンバーカード申請方法〉

- ① 郵送による申請
 - ② WEB(スマートフォンまたはパソコン)による申請
 - ③ 街中の証明用写真機による申請
(マイナンバーカード申請対応機種のみ)
- ◆詳細については「広報すぎと12月号」のご案内をご覧ください。

かざして発行！



多機能端末機（マルチコピー機）

特集

6月1日から 全国どこでも！ コンビニ交付サービス が始まります

利用時間

毎日 6時30分～23時

年末年始（12月29日～翌年1月3日）
および保守点検日を除く。



取得できる証明書と発行手数料

取得できる証明書	窓口交付手数料	コンビニ交付手数料	備考
住民票の写し	300 円※	200 円 (令和2年4月1日 以降は300円)	本人及び同一世帯の人のもの
印鑑登録証明書			杉戸町で印鑑登録している本人のもの

問合せ 町民課 住民・戸籍担当 内線254

お近くの「コンビニ」BOOK

6月より、マイナンバーカード（個人番号カード）を利用して市区町村が発行する証明書が全国のコンビニエンスストア等の多機能端末機（マルチコピー機）から「住民票の写し」「印鑑登録証明書」が取得できるようになります。

お気軽に最寄りのコンビニで、交付サービスをご利用ください。

利用条件

- 杉戸町に住民登録をしていること
- マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書付）を所持していること

コンビニ交付で

取得できない住民票

- 次の証明書は従来通り、窓口でご取得ください。
- 転出者や死亡者の除票、改製された住民票の写し
- 住民票コード入りの住民票の写し
- 外国人住民の方の通称履歴が記載された住民票の写し
- 住民票記載事項証明書
- 成年被後見人の方の住民票



その他

- マイナンバーカードの暗証番号を3回連続して間違えるとロックがかかります。使用できなくなります。その場合は、マイナンバーカードを持参し、杉戸町役場町民課で暗証番号の再設定をしてください。
- コンビニ交付で利用できるカードは、マイナンバーカードのみです。住民基本台帳カード、杉戸町民カード、印鑑登録証、通知カードではコンビニ交付サービスを利用することができません。
- 証明書が複数枚でセットである（世帯全員分の住民票など）場合、ホチキスでとめられていないので、枚数がすべてであることを確認し、取り忘れないご注意ください。（複数枚セットのものは単体でお使いいただけませんのでご注意ください。）
- マイナンバーカードは、交付された翌日から使用できます。継続利用手続きを行った場合も、翌日から使用できます。

※ 6月1日より窓口交付の「住民票の写し」「印鑑登録証明書」事務手数料が変わります

マイナンバーカードを使用した証明書コンビニ交付の開始に伴い、証明書発行に係る事務手数料の見直しを行います。

なお、郵送による交付請求が、令和元年5月31日以前に発送されたもので

あっても、令和元年6月1日以降に町民課に到着した場合は、新手数料が適用されますので、ご注意ください。皆様のご理解とご協力をお願いします。

自動交付機の稼働を 終了します



コンビニ交付の開始後、令和元年8月30日(金)をもって自動交付機の稼働を終了します。

それに伴い、現在お持ちの「杉戸町民カード」(写真①)を使用して自動交付機での証明書の発行を受けることができなくなります。

なお、「杉戸町民カード」および「印鑑登録証」(写真②)は、印鑑登録していることを証明するものであり、引き続き、町民課窓口において印鑑登録証明書の交付を受ける場合に使用しますので、大切に保管してください。

<写真①> 杉戸町民カード



<写真②> 印鑑登録証

